

福岡県医発第 1021 号（総）

平成 18 年 8 月 11 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横 倉 義 武



独立行政法人福祉医療機構の医療貸付における病院等に対する
経営安定化資金の取扱いについて

日本医師会より標記の件につきまして、別紙のとおり通知がありましたので、
お送りいたします。

本件は、療養病床を有している病院及び診療所において、平成 18 年 7 月の診療報酬改定により一時的な資金不足が生じる場合が想定されるとの理由から一時的に資金繰りに困難を来す医療機関に対する経営安定化資金の融資を行うこととなりましたので、貴会会員へご周知下さいますようお願い申し上げます。

なお、貸付金限度額は、所要資金の額とし、病院は 1 億円、診療所は 4 千万円の範囲内の額とし、担保価額の範囲内の額とします。貸付利率は、年 2.5% であります。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



日医発第 512 号(年税 26)

平成 18 年 8 月 3 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 唐澤 祥 人



独立行政法人福祉医療機構の医療貸付における病院等に対する
経営安定化資金の取扱いについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般独立行政法人福祉医療機構より、「医療貸付における病院等に対する経営安定化資金の取扱いについて」、別紙のとおり連絡がまいりました。

本件は、平成 18 年度の診療報酬の改定において療養病床については、平成 18 年 7 月より新たな診療報酬体系が施行され、医療の必要性等に応じた評価を導入することとなり、介護保険との役割分担の明確化を図る事とされました。

このため、今回の診療報酬の改定により一時的な資金不足が生じる場合や、移行時の経過措置期間中に一時的に資金不足が生じる場合が想定されるとの理由から一時的に資金繰りに困難を来す医療機関に対する経営安定化資金の融資を行うこととなりました。また、貸付金限度額は、所用資金の額とし、病院は 1 億円、診療所は 4 千万円の範囲内の額とし、担保価額の範囲内の額とします。貸付利率は、年 2.5% であります。

つきましては、貴会会員の先生方へのご案内をいただきたく、ご連絡申し上げます。

敬具



医 業 第 0705001 号
平成 18 年 7 月 5 日

日 本 医 師 会
会 長 唐 澤 祥 人 殿

独立行政法人 福祉医療機構
医 療 貸 付 部 長



独立行政法人福祉医療機構の医療貸付における
病院等に対する経営安定化資金の取扱いについて

当機構の業務に関しましては、日頃から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、医療貸付における経営安定化資金については、従来から病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るため、慢性的な経営悪化状態等により生じた資金不足を解消するための資金として融資を行ってきたところであります。

今般、平成 18 年度の診療報酬の改定においては、療養病床について、患者の医療の必要性等に応じた評価を導入し、介護保険との役割分担の明確化を図ることとされており、具体的には、本年 7 月から、医療の必要性の高い患者に係る医療については評価を引き上げるとともに、医療の必要性の低い患者に係る医療については評価を引き下げることとされたところであります。

この際、医療機関においては、医療の必要性が低い患者を介護老人保健施設等において受け入れていくことに一定の時間を要するなどの場合には、診療報酬上の経過措置を講じてもなお一時的に資金の不足が生じることも考えられます。

については、上記のような場合には、当機構においては、現行の経営安定化資金の融資で対応をいたしますので、ご了知いただくとともに、貴管下の関係機関等への周知方につきましても併せてよろしく申し上げます。

なお、当該経営安定化資金の取扱いの詳細については、別紙「療養病床を有する病院・診療所」に対する経営安定化資金の取扱いについて」のとおりであります。

《『療養病床を有する病院・診療所』に対する経営安定化資金の取扱いについて》

療養病床については、平成18年7月より新たな診療報酬体系が施行され、医療の必要性の高い患者に係る診療報酬については評価を引き上げるとともに、医療の必要性の低い患者に係る診療報酬については評価を引き下げることとなりました。

このため、今回の診療報酬の改定により一時的な資金不足が生じる場合や「介護保険移行準備病棟（仮称）」あるいは「経過型介護療養型医療施設」へ移行するために、職員の退職金の支払い等により、一時的に資金不足が生じる場合が想定される。このような理由により、一時的に資金繰りに困難を来す医療機関に対する経営安定化資金の融資については、次により取り扱うこととします。

1. 貸付対象

療養病床を有している病院及び診療所であって、本年7月の療養病床にかかる診療報酬改定により診療報酬が大幅に減額となり、一時的な資金不足が生じることになったもの及び「介護保険移行準備病棟（仮称）」、「経過型介護療養型医療施設」への移行に伴い退職金の支払い等が発生するために一時的な資金不足が生じることになったものとしします。

2. 資金使途

療養病床を有する病院及び診療所の経営の安定化を図るために必要な運転資金として使用することとします。

3. 貸付要件

独立行政法人福祉医療機構の経営診断を受けていただき、その結果、経営の安定化が図られる見通しが見込まれる場合に限りします。

4. 貸付金限度額

所要資金の額とし、病院は1億円、診療所は4,000万円の範囲内の額とし、担保価額の範囲内の額とします。

5. 貸付利率

年2.5パーセント

（平成18年7月1日現在 … 実際の利率は貸付契約時の利率を適用します。）

6. 償還期間及び据置期間

(1) 償還期間

原則として5年以内とします。ただし、特に必要と認められる場合は7年以内とすることも可能です。

(2) 据置期間

1年以内とします。

7. 元金の償還方法

- (1) 元金償還の方法は、据置期間経過後、元金均等の月賦償還とします。
- (2) 償還の始期は、据置期間経過後最初に到来する約定月の10日とします。

8. 利息の支払方法

利息は後払いとし、元金の償還方法に準じます。

9. 物的担保

物的担保は、原則として不動産を徴求させていただきます。

借入申込者が不動産担保評価額以上の借入を希望する場合には、診療報酬債権等を担保に徴求することも可能です。

担保評価については、時価の8割を担保価額とします。

ただし、債権保全上特に支障がないと認められたものについては、貸付金額が1,000万円以下であって、かつ償還期間が5年以内のものに限り、担保を徴しない場合もあります。

10. 保証人

借入申込者が法人の場合は、原則として法人の代表者及び施設管理者を含む2名以上とします。

借入申込者が個人の場合は、病院は2名以上、診療所は1名以上の連帯保証人を立てていただきます。ただし、同一生計者の配偶者及び年金収入以外収入の無い親族等のみを保証人とすることは認められません。

11. 取扱方式

一時的な資金不足に対応するため、借入申込方式はすべて直接貸付とします。

12. 適用期間

平成24年3月31日までに借入申込書を受け付けたものに限りです。

療 養 病 床

経営安定化資金のごあんない

療養病床については、平成18年7月より新たな診療報酬体系が施行され、医療の必要度に応じて設定した患者分類を用いた評価を導入し、患者の状態に即した機能分担を促進するために、介護保険との役割分担の明確化を図ることになりました。

つきましては、今回の診療報酬改定により一時的に資金不足が生じる場合や、「介護保険移行準備病棟（仮称）」または「経過型介護療養医療施設」へ移行するために、一時的に資金不足が生じる場合に医療施設の経営の安定化を図るための経営安定化資金をご利用ください。

ご利用いただける方

療養病床を有している病院及び診療所

資 金 の 使 途

療養病床を有している病院及び診療所の経営の安定化を図るために必要な運転資金

ご 融 資 の 条 件

融 資 額	病院は1億円以内、診療所は4,000万円以内（ただし、担保価額の範囲内の額）
融資利率	年2.5%（平成18年7月1日現在）
融資期間	原則5年以内。ただし特に必要と認められる場合は7年以内（うち据置期間1年以内）
償還方法	毎月償還（元金均等）
担保	必要に応じて提供していただきます。
保証人	病院2名以上、診療所1名以上 （ただし、開設者が個人の場合は同一生計者等のみの保証人は不可）
その他	・ 機構で行う経営診断を受けていただきます。 ・ ご利用の際には、直近1期分の決算書又は確定申告書をご提出いただきます。 （開設後1年未満の病院等については、開設後の経営状況に係る書類をご提出いただきます。）

詳細につきましては、独立行政法人福祉医療機構までご照会ください。

東京本部 東京都港区虎ノ門4-3-13 秀和神谷町ビル9階 医療貸付部医療審査課 TEL 03-3438-9937/FAX 03-3438-0659

大阪支店 大阪市中央区南本町3-6-14 イトウビル3階 医療審査課 TEL 06-6252-0219/FAX 06-6252-0240